

資料 1

平成30年度第3回行財政改革推進本部提案 審議・報告・その他

提出日：平成30年11月6日

担当部・課：財務部行政経営課〔内線 5213〕

① 件 名
使用料・手数料等の見直しによる料金改正について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 本市の使用料・手数料の見直しについては、平成20年5月に見直し指針を策定し、適正な料金への設定について検討を行っていたが、東日本大震災により取り組めていない状況となっている。平成26年4月の消費税率8%の引上げの際にもほとんどの料金について据え置きとなっていることから、適正料金との差異を生じている。 また、平成31年10月1日から消費税率が10%に引上げが予定されており、併せて料金の見直しが必要となっている。
【目的】 適正な原価に基づき使用料・手数料等を算出し、受益者負担の適正化を図ることとする。
③ 根拠法令及び震災復興基本計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 ・使用料・手数料見直し指針 ・使用料・手数料見直し方針 【〔総合計画・震災復興基本計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕 又は〔個別計画との整合性〕行財政運営プラン： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成20年5月：使用料・手数料見直し指針を策定 平成27年2月：石巻市行財政運営プランに使用料・手数料見直しの取組項目を記載 平成30年6月：第1回行財政改革推進本部にて見直し方針の審議・承認 ：各部へ見直し方針に基づいた算定料金について照会 平成30年8月：各部案の内容にかかるヒアリングの実施 ：改定料金最終案の調整
⑤ 主な内容
【見直し方針】 (1) 原則として維持管理費などのコストから料金を算定（1.5倍を上限） (2) 新規施設については消費税率の転嫁（110/108）のみ (3) 社会教育施設・体育施設については利用時間や料金の統一を実施 (4) 観光施設で料金改定により利用者数の減が懸念される施設については消費税の転嫁のみ (5) 放課後児童クラブについては子育て支援の一環として政策的に据置き (6) 各種証明手数料については全庁的な平均コストを勘案し据置き

【改定内容】

	項目数	備考
改定	987	使用料改定率一覧参照（別紙 1-1）
廃止	321	料金区分の統一等
据置	226	放課後児童クラブ、証明手数料等
別枠改定	519	譲渡・廃止等を検討しているなど、方針決定後、各部で改定作業を行う項目等（別紙 1-2）
計	2,053	

※全体の改定内容については、改定案一覧（別紙 1-3）のとおり

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

受益者負担の適正化が図られる。また、予算への影響額は使用料・手数料等が年額で約 10,000 千円の増額、指定管理施設の利用料金も改定料金とした場合、年額で約 10,000 千円の指定管理料の減額が見込まれる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

仙台市：平成 28 年 10 月 1 日から一部の使用料・手数料について料金改定済み

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成 30 年 11 月：一括提案にかかる条例改正案の作成
平成 31 年 2 月：条例改正及び予算の議会提案
5 月～：周知（市報、市ホームページ、施設への掲示等）
10 月：改正条例施行

⑨ その他